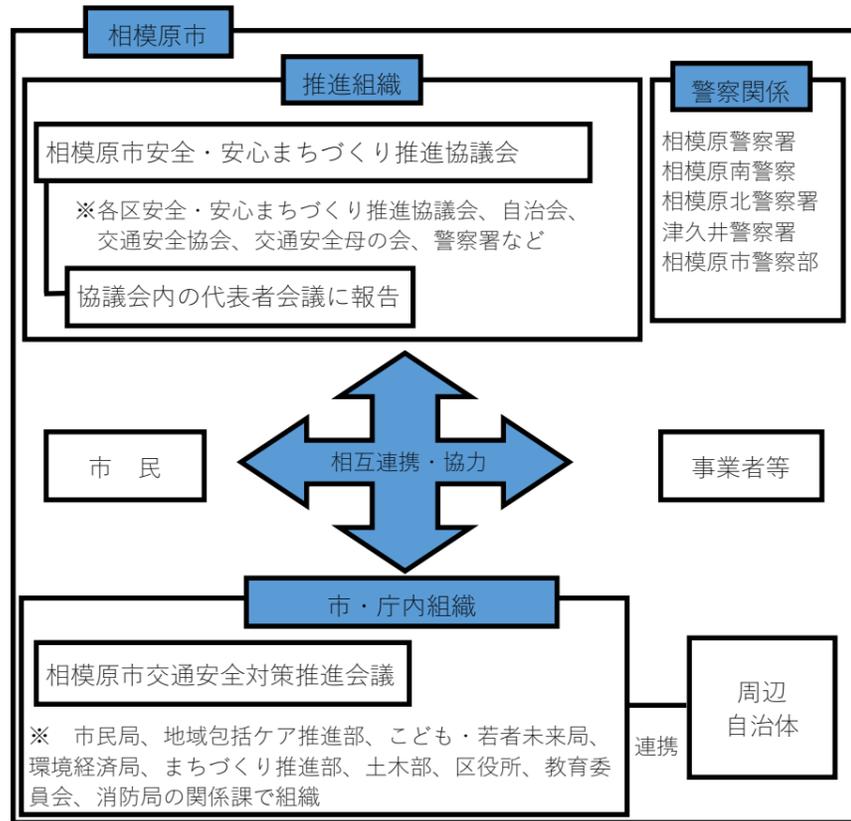
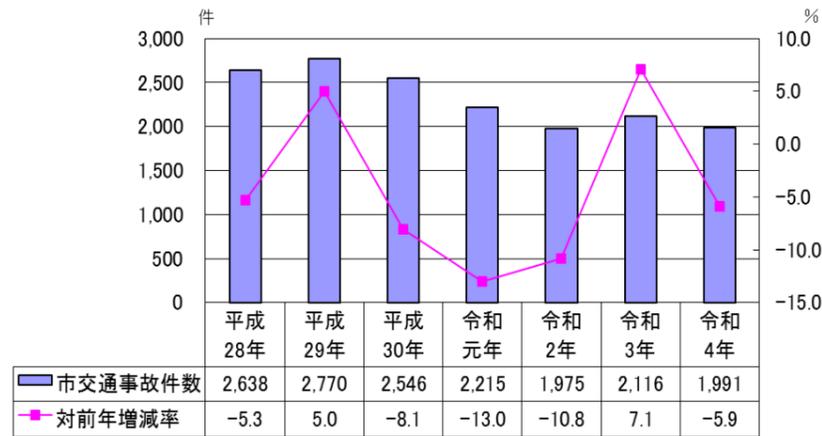


# 相模原市交通安全対策パッケージの推進体制

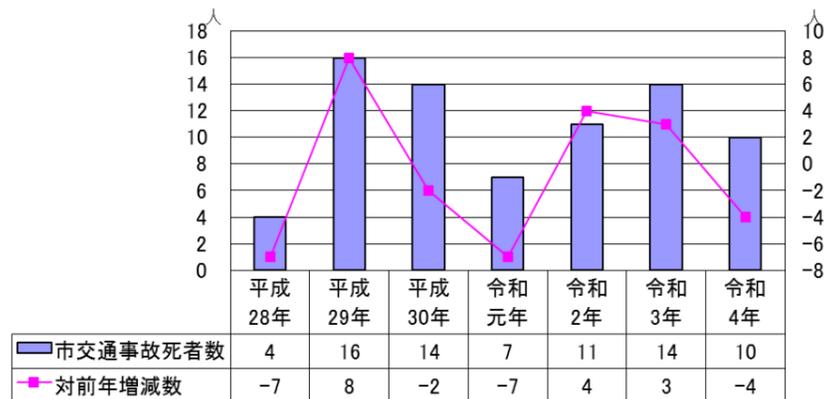


## 資料編

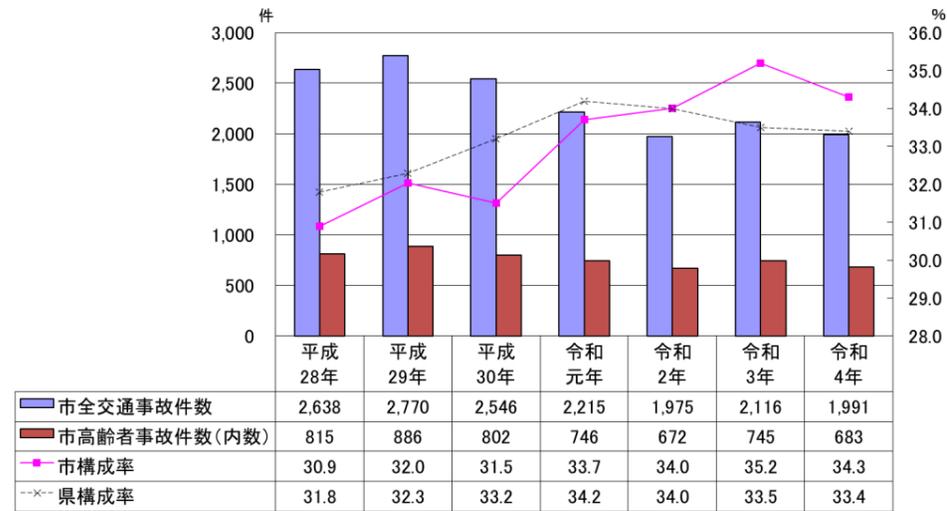
### ▼交通事故件数の推移



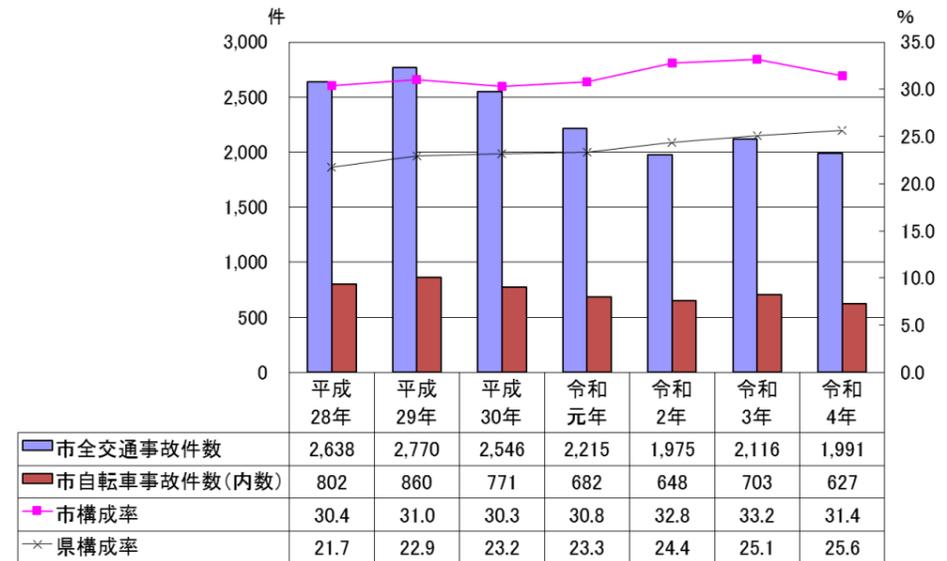
### ▼交通事故死者数の推移



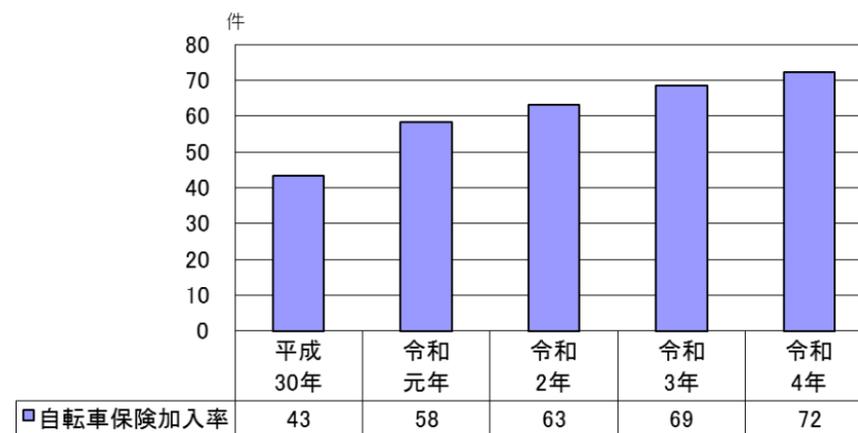
### ▼高齢者交通事故件数の推移



### ▼自転車事故件数の推移



### ▼自転車保険加入率の推移



事務局：相模原市市民局交通・地域安全課  
 住所：相模原市中央区中央2-11-15  
 電話：042(769)8229  
 FAX：042(754)7990  
 E-mail：koutsuuchiiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

# 相模原市交通安全対策パッケージ

【令和5年度～令和7年度】



## 《はじめに》

本市の交通安全計画は、交通安全対策基本法に基づき、本市が講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたもので、昭和46年から5カ年ごとに策定し、交通安全に関する諸施策を進めてきました。

本来であれば、第11次交通安全計画を策定するところですが、新型コロナウイルス感染症対策による業務の一時凍結や第13次地方分権一括法案などを踏まえ、令和7年度までは交通安全対策そのものに注力することで市民の交通安全に寄与することが重要との認識の下、第10次計画の施策を引き継ぎ、市や各区の安全安心まちづくり推進協議会などによる交通安全対策をとりまとめ、進行管理を行う方式に変更します。

引き続き人身交通事故ゼロの社会を目指し、国及び県の交通安全に関する計画を踏まえ、平成17年度に策定した「さがみはら安全・安心まちづくり宣言」に基づき、市総合計画に掲げた目標の達成に向けて交通安全施策を推進します。

## さがみはら安全・安心まちづくり宣言

わたくしたちは 豊かな自然に恵まれ  
輝きと愛があふれるまち相模原が好きです  
このまちに いつまでも 安心して 心豊かに  
暮らしたいと願っています

今 わたくしたちのまわりでは  
いのちと暮らしをおびやかす犯罪や交通事故が発生しており  
安全で安心なまちづくりが求められています

そのために  
わたくしたちは 同じ地域で共に生活している仲間として  
お互いに認め合い まちを大切にすることを  
子どもたちに 人を思いやり 尊重する心を育てます

そして  
一人ひとりが 自ら 安全の確保に努めるとともに  
犯罪や交通事故をなくすための活動に取り組んでいきます

かけがえのないふるさと相模原だから  
子どもたちに すばらしい相模原を伝えたいから  
わたくしたち みんなが 手を取り合い  
だれもが安全で安心して暮らせるまちにしていくことを  
宣言します

平成17年11月20日

相 模 原 市

## 《相模原市総合計画の成果指標》

- ①令和9年度までに市内での高齢者の交通事故件数を712件以下にする。
- ②令和9年度までに市内での自転車事故件数を627件以下にする。

### 交通安全対策の8つの施策

施 策	取 組 内 容
1 道路交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 ⇒生活道路における交通安全対策の推進、通学路等における交通安全の確保、高齢者、障害者の安全に資する歩行空間等の整備、無電柱化の推進</li> <li>(2) 幹線道路における交通安全対策の推進 ⇒事故危険個所対策等の推進、幹線道路における交通規制、適切に機能分担された道路網の整備、改築等による交通事故対策の推進</li> <li>(3) 交通安全施設等整備事業の推進 ⇒歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進、交通安全施設等の計画的な維持管理、道路交通環境整備への住民参加の促進、国際化社会に対応した道路交通環境の整備</li> <li>(4) 効果的な交通規制の促進 ⇒地域の特性に応じた交通規制</li> <li>(5) 自転車利用環境の整備 ⇒自転車通行環境ネットワークの形成、歩行者・自転車の通行区分の明確化、自転車駐車場・駐車スペースの確保</li> <li>(6) 公共交通関連施策の推進 ⇒公共交通機関利用の促進、自転車利用の効率化</li> <li>(7) 災害に備えた道路交通環境の整備 ⇒災害に備えた道路の整備、災害発生時における交通規制</li> <li>(8) 総合的な駐車対策の推進 ⇒秩序ある駐車対策の推進、違法駐車対策の推進、駐車場の整備、違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚</li> <li>(9) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 ⇒道路交通情報の充実、道路の占用の適正化等、こどもの遊び場等の確保、道路法に基づく通行の禁止又は制限、地域に応じた交通の安全の確保</li> </ul>
2 交通安全思想の普及徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ⇒幼児、小学生、中学生、高校生、成人、高齢者に対する交通安全教育の推進 ⇒障害者に配慮した交通安全教育の推進、外国人に対する交通安全教育の推進</li> <li>(2) 効果的な交通安全教育の推進 ⇒参加・体験・実践型の教育の活用、資機材の貸与、講師の派遣</li> <li>(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 ⇒交通安全・高齢者事故防止・自動車安全利用・二輪車事故防止・飲酒運転根絶の各運動の推進、シートベルト・チャイルドシートの正しい使用の徹底、反射材用品等の普及促進、危険ドラッグ対策の推進、効果的な広報の実施</li> <li>(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進 ⇒地域交通安全推進団体等への支援、関係機関・団体が一体となった交通安全に関する施策の展開</li> <li>(5) 住民の参加・協働の推進</li> </ul>
3 安全運転の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 運転者教育等の充実</li> <li>(2) エコドライブ等の推進</li> </ul>
4 車両の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車の点検整備の充実</li> <li>(2) 自転車の安全性の確保</li> </ul>
5 道路交通秩序の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 交通の指導・取締りの強化等</li> <li>(2) 安全・安心パトロール等の強化</li> </ul>
6 救急医療体制等の充実と推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 救急体制の充実・強化と推進</li> <li>(2) 救急医療機関等との緊密な連携の推進</li> </ul>
7 被害者支援の充実と推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 交通事故被害者支援の充実</li> <li>(2) 交通事故被害者等に対する支援</li> </ul>
8 鉄道交通の安全と踏切道における交通安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 鉄道交通の安全対策の促進</li> <li>(2) 踏切道における交通の安全対策の推進</li> </ul>